

令和5年高島市教育委員会第12回定例会会議録（要旨）

- 1 開催日時 令和5年12月26日（火）
開会 午後2時00分 閉会 午後2時46分
- 2 開催場所 高島市役所新館2階 教育委員会室
- 3 会議次第
教育長あいさつ
令和5年第11回定例会会議録の承認
会議録署名委員の指名
議第68号 高島市教育委員会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令案について
議第69号 臨時代理につき承認を求めることについて（高島市立公民館職員の任命について）
議第70号 臨時代理につき承認を求めることについて（わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
高島市実施本部設置要綱について）
報告第19号 マキノ資料館の臨時休館について
報告第20号 近江聖人中江藤樹記念館の臨時休館について
報告第21号 令和5年12月高島市議会定例会一般質問の概要について
- 4 出席委員
川島教育長、田邊委員、川原林委員、橋本委員、高木委員
- 5 事務局出席者
饗庭教育指導部長、木下教育総務部長、熊地教育総務部次長（教育総務課長取扱）、山本教育総務部調整担当監（図書館担当）、竹井社会教育課長、野崎国スポ・障スポ大会推進課長、横井川市民会館長、玉木図書館長、岡部学校教育課長、保木学事施設課長、川崎学校給食課長、西川給食施設整備課長、山本文化財課主監、松岡教育総務課主任、末綱同課主査
- 6 会議を傍聴した者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

議事の経過

開会 教育長が第12回定例会の開会を宣言

会議録の署名委員の指名 川原林委員、高木委員

議題の公開／非公開 全て公開

議第68号 高島市教育委員会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令案について

【説明】 熊地教育総務部次長

本件は、高島市教育委員会事務局職員服務規程第2条中の「第2条第1項第9号」を「第2条第1項第8号」に改めるものである。同規程では、教育委員会事務局職員が職務に従事する際の様々な義務や規律について定めているものであり、第2条において高島市職員定数条例を引用している。

今般、高島市職員定数条例において、市の訪問看護ステーションを市の病院事業に組み入れるために条例の一部改正が行われ、号ずれが生じたので所要の改正を行うものである。

【質疑等】 なし

【採決】 可決

議第69号 臨時代理につき承認を求めることについて（高島市立公民館職員の任命について）

【説明】 竹井社会教育課長

本件は、社会教育法第28条に基づく公民館職員の任命について、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、令和5年12月1日に臨時に代理をしたので、これを報告し、承認を求めるものである。

今回、公民館夜間管理人として任命した尾崎務氏は、ハローワークを通じて募集し、応募があったもので、欠員になっていた今津公民館に補充したものである。

任期は、令和5年12月1日から令和6年3月31日までとなる。

【質疑等】 なし

【採決】 承認

議第70号 臨時代理につき承認を求めることについて（わたSHIGA輝く国スポ・障スポ高島市実施本部設置要綱について）

【説明】 野崎国スポ・障スポ大会推進課長

本件は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ高島市実施本部設置要綱の制定について、教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、令和5年12月1日に別紙のとおり臨時に代理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和7年開催の滋賀国スポ・障スポの本大会および令和6年開催のリハーサル大会の円滑な運営に資するため、市役所内に職員で構成する実施本部を設置するものである。

第2条の「所掌事務」については、第1号 競技会の開催に係る準備に関すること、第2号 競技会の運営に関すること、第3号 その他実施本部において必要な事項に関することを規定している。

次に、第3条の「組織」では、実施本部は、本部長、副本部長、部長、班長、係長および係員をもって構成し、その組織は、別表第1のとおりとすることを規定している。

資料は、実施本部の組織図である。本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長および教育長をもって充てる。次に、行幸啓・お成り部等、各部には各種班および係を設け、それぞれの部長、班長、係長および係員は、職員のうちから本部長が指名する職員をもって充てることとなる。

次に、各競技会のリハーサル大会の会期および会場について順に説明申し上げる。

ウエイトリフティングについては、競技会場は県立安曇川高校体育館、会期は令和6年11月20日から同月24日までの5日間の開催となる。

ソフトボールについては、競技会場は今津総合運動公園第1グラウンドで、会期は令和6年9月14日から同月16日、こちらについては4市での共催であるため、高島市では9月14日および15日に開催する。

銃剣道については、競技会場は新旭体育館で、令和6年9月8日に開催する。

高等学校野球の軟式については、競技会場は今津スタジアムで、令和6年11月9日から同月16日までの開催となるが、こちらについては甲賀市との共催であるため、高島市では11月9日と10日に開催する。

次に、本大会の会期について、順に説明申し上げる。

ウエイトリフティングについては、競技会場は県立安曇川高校体育館で、令和7年10月3日から7日までの5日間の開催となる。

ソフトボールについては、令和7年9月29日から10月1日までの3日間の開催となる。

銃剣道については、令和7年10月4日から6日までの3日間の開催となる。

最後に高等学校野球の軟式については、令和7年9月29日と30日に開催する。

説明は、以上である。

【質疑等】

○田邊委員

この組織体制は、リハーサル大会までのみか。本大会もこの体制となるか。

○野崎課長

実施本部の組織図については、リハーサル大会および本大会の両大会における組織図である。

○田邊委員

一般ボランティアの方にお世話になる専門競技もあるかと思うが、その方たちはここに含まれているのか。

○野崎課長

一般ボランティアの方は、実施本部の係員の一人として競技会場の運営を担っていただくことになる。例えばウエイトリフティングでいうと、試合会場や審判等は競技団体が運営される。競技会場部では、受付、駐車場、おもてなしやその他作業等を担うこととなる。

○田邊委員

デモンストレーションスポーツに関わってくださる方はどういう方か。

○野崎課長

現時点では、教育委員会事務局職員が担当することを予定している。

【採 決】 承認

一括議題

報告第19号 マキノ資料館の臨時休館について

報告第20号 近江聖人中江藤樹記念館の臨時休館について

【説 明】 山本文化財課主監

この2件については、すでに10月の教育委員会協議会で報告を行ったとおり、市内3つの資料館の集約とその機能を現在の近江聖人中江藤樹記念館とマキノ資料館に移転する施設再編に伴うものである。

まず、報告第19号については、マキノ資料館を収蔵庫に改修するため、高島市郷土文化保存伝習施設の管理運営に関する規則第3条の規定に基づき臨時休館を定め、それを報告するものである。

また、報告第20号は、現在の中江藤樹記念館に3つの資料館の、主に展示機能を集約するための改修工事の実施に伴い、近江聖人中江藤樹記念館の管理運営に関する規則第3条第2項の規定に基づき臨時休館を定め、これを報告するものである。

休館日は、両施設とも令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間とする。

また、利用者への周知方法は、市の広報誌およびホームページへ掲載、施設内での休館予告ポスターの掲示のほか、市内外の関係機関へ文書にて通知をする予定である。

なお、高島市議会12月定例会において、高島歴史民俗資料館および朽木資料館について、本年度末をもってその役割を終了する条例案を可決いただいたところである。

説明は以上である。

【質疑等】

○田邊委員

休館中、マキノ資料館にある資料等はどこに保管されるのか。

○山本主監

休館中の中江藤樹記念館の資料は、改修期間中、高島支所の2階の空いているスペースに移動させ、修理を行いたいと考えている。

○橋本委員

意見だが、それぞれの地域にあった資料を一つに展示されるかと思うが、市としての経緯を踏まえながら展示するものを選択していただくとともに、どういうテーマで選んだのかということが市民の皆さんにわかりやすく伝えられるといいと思う。

報告第21号 令和5年12月高島市議会定例会一般質問の概要について

【説明】

○木下教育総務部長

私からは、教育総務部に関する一般質問の答弁の要旨を報告する。

福井議員から「歴史民俗資料を活かした高島の文化の継承を」ということで、4点の質問があった。

1点目の「高島市文化財保存活用地域計画の方向性と、資料館の統廃合の整合性について」の1項目目に「地域計画は資料館等の集約を念頭に入れた保存、活用の方向となるのか」とご質問いただき、「令和2年度に策定したこの計画では、分散している資料館・収蔵庫等の統合施設の整備を、文化財の保存と継承に関する方針としていることから、今回の集約統合による整備は、計画実現の方向性にも合致した取り組みであると考えている。」と答弁を行った。

2項目目の「地域計画策定にあたっての、文化財保護審議会からの意見について」とのご質問には、「計画素案を審議会にお示しした際には、『資料館機能の充実や、文化財の状況把握が必要である。』、『今後の文化財の保存と活用には、文化財所有者を始めとする市民の協力が不可欠であることから、市民が文化財に関わりやすい、組織作りが必要である。』などのご意見をいただいた。」と答弁を行った。

3項目目の「地域計画に掲げる、10年間の事業計画の実施状況と課題について」とのご質問には、「地域計画では、高島市の多様な歴史文化を、特徴ごとにまとめた、5つのストーリーを活かすための、具体的な13の事業計画を示している。現在の進捗状況の一例として『湖辺の祈りと暮らし』関連事業である『重要文化的景観の保存整備事業』において、令和4年度から2カ年で、重要文化的景観の構成要素である『大溝陣屋絵門』の整備工事を行い、来年度からは、地域の文化財発信の拠点として、活用を始めることを挙げ、一方、課題として、複数の事業で、文化財の現状把握調査や、保存対策に必要な資料館の機能充実があるため、今回の整備により、可能な限りの機能向上を図りたい。」と答弁を行った。

2点目に「資料館廃止後は、これにかわる、拠点を構築できるのか」とのご質問をいただいた。「今回廃止となる、高島歴史民俗資料館と朽木資料館は、それぞれ昭和55年と56年に建設されたもので、施設の老朽化が進んでおり、貴重な資料を、引き続き保存していくための、良好な条件を維持できないこと、また、多くの方に、文化財に親しんでいただくための、バリアフリー化に対応していないことなども踏まえ、両施設の継続利用は困難であると判断した。今後は、周辺に史跡や文化施設、観光施設が存在する、近江聖人中江藤樹記念館を改修し、高島市の歴史文化を、発信する拠点にしてまいりたい。」と答弁を行った。

3点目の「市専門職・専門家・関係団体の連携と市専門職体制について」とのご質問には、「文化財課には、会計年度任用職員を含め、文化財の保存活用を担当する職員を配置しており、専門的知見を持つ方や、市内で文化財の調査や活用に関わる方々と、常に連携を図りながら業務にあたって

いる。特に令和4年4月に設立した、高島市文化財保存活用地域協議会には、文化財に関わる、多様な活動を進める、20団体に加盟をいただき、本市の文化財の保存と活用に関する、課題解決に、市と共にお取り組みいただいているところであり、引き続き、専門家や関係団体と連携を図りながら、適切な文化財の保存活用を図っていけるよう、努めていく。」と答弁を行った。

4点目の「市内の歴史民俗資料の、保存状況と課題について」とのご質問には、「現在、市内の文化財施設に、保管している資料については、民具、出土品、古文書等の分野別にそれぞれ台帳化し、管理していること、一方、課題としては、施設の老朽化に伴い、良好な環境での保存が困難となっている場合もあるので、より良い環境で保存活用が行えるよう、今回の文化財施設の集約、統合による整備を、進めているところである。」と答弁を行った。

再質問として、「文化財保護審議会から「市民が文化財に関わりやすい組織作りが必要」との意見があったことはどのように考えているか。」のご質問をいただいたので、「文化財保護審議会から得られた意見は、大変貴重と受け止めており、市としても、これからの文化財の保存と活用には、市民の皆さんに関わっていただくことが、重要であると考えていたことから、計画には『地域住民との協働による文化財の保存と活用への取組みを進める』ことを明記した。その具体策として、令和4年4月に、文化財に関わる市民の皆さんと行政等が、情報交換や連携を図ることを目的とした『高島市文化財保存活用地域協議会』を設立させていただいた。」と答弁を行った。

以上、教育総務部にいただいた一般質問の概要報告とさせていただきます。

○饗庭教育指導部長

教育指導部に対しては2人の議員から質問があったので、議員からの質問内容と答弁の概要について、報告させていただきます。

山下議員からは、「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果から見える高島市の教育のあり方について」として6つの質問があり、そのうち1点目から4点目および6点目の質問に教育指導部から答弁した。5点目の質問には、子ども未来部から答弁があった。

1点目の「市内小中学校の問題行動・不登校に関する件数の推移について」の質問には、「本市における暴力行為の件数および、いじめの認知件数については、全国的な推移と同様に、平成30年度から令和4年度まで全体的に増加傾向である。不登校児童生徒の在籍率についても全国と同様の増加傾向で、令和4年度の不登校児童生徒の在籍率は、全国や滋賀県と同程度の小学校で約2%、中学校では約6%となっている。」と答弁を行った。

2点目の「市内不登校児童生徒が学校内外の機関等で相談・指導を受けた割合」および「多様な居場所を確保するための場所・人材不足の懸念について」の質問には、「不登校児童生徒が学校内外の機関等で相談・指導を受けた割合は、全国や滋賀県では、約6割という結果であったが、本市では小学校、中学校ともに9割を超える結果であった。学校内外の機関等で相談を受けていない約1割の児童生徒についても、学級担任や生徒指導、教育相談担当教員等による支援の充実を図ったところであり、今後も継続的な相談、指導の充実を図るとともに、個別の状況に応じて今後開設される『第三の居場所』等を含めて、多様な居場所づくりのため関係機関との連携に努めてまいりたいと考えています。」と答弁を行った。

3点目の「フリースクールとの連携について」の質問には、「不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じて、支援の充実を図っているところである。民間のフリースクールで相談・指導を受けている

児童生徒が在籍している学校においては、施設の職員との連絡や直接見学をすることなどを通して、児童生徒の活動内容や状況を把握するなど社会的自立を目指した連携をすすめているところある。」と答弁を行った。

4点目の「いじめの対応に係る学校と関係機関、団体等との連携について」の質問には、「児童生徒や保護者、地域の関係者の方々から相談があった事案については、学校内外を問わず、丁寧な事実確認と適切な対応に努めている。学校外のいじめ事案の相談を受けた場合には、必要に応じて学校や家庭以外の場で児童生徒に直接関わる機会のある団体等と連携して、早期の対応、解決に努めているところである。」と答弁を行った。

6点目の「学校生活への新型コロナウイルス禍の影響について」の質問には、「コロナ禍における学校生活の制約や経験は、小中学生が大切なことは何かを自ら考え、今必要なこと、為すべきことを判断し、行動する主体的な学びへと高める機会となったのではないかと考えている。同時に、学校や家庭における生活や環境が、大きく変化したことは事実であり、小中学生の行動等にも少なからず影響を及ぼしているとも考えている。今後は、コロナ禍の経験を踏まえ、各学校においては、改めて児童生徒の主体的な学びを中核に据えた新しい形での学校行事等を模索していくよう、教育委員会としても支援していきたいと考えており、また、引き続き、児童生徒の不安や悩みの解消に向けた相談体制の拡充のほか、丁寧な個別の対応や見守りの強化に努めていきたい。」と答弁を行った。

5点目の「本市のいじめ問題対策連絡協議会の研修内容を共有するための広報紙等の発行について」の質問には、「どのような周知の方法が最も効果的であるか、協議会において課題を整理し、さらに調査研究を重ねていきたい。」と子ども未来部から答弁があった。

今城議員からは「快適な学習環境を実現する学校施設の改修について」3つの質問があった。

1点目の「高島市学校施設長寿命化計画について」の質問には、「令和7年度以降の次期5か年計画については、引き続き、安全安心で快適な環境の中で学校生活を送ることができるよう、各学校施設の状況を把握した上で、緊急性や優先度などを比較して、財政負担の平準化を図りながら計画を策定しているところである。一方では、安全確保のため緊急性の高いものについては、その都度、改修や補修等に努めているところである。」と答弁を行った。

2点目の「トイレの整備や改修について」の質問には、「数年後に水道の配管や電気設備等も含めた大規模な改修を行う予定の校舎を除いて、改修工事は一定終了している状況である。令和7年度以降の長寿命化次期5か年計画では、水道設備、電気設備等も含めた学校施設の状況等を考慮して、校舎全体にかかわる大規模な改修工事に併せて、乾式化等のトイレの改修工事を行う予定である。」と答弁を行った。

3点目の「学校施設の内装の木質化について」の質問には、滋賀県で推進されている「『びわ湖材利用促進事業』の活用や改修工事にかかるコスト、スケジュール等と併せて、総合的に研究してまいりたい。」と答弁を行った。

そのほか、答弁の詳細や再質問の内容については、資料にてご確認いただきたい。

なお、これらの学校教育に関する答弁内容については、1月の校長会議において、概要を伝達予定である。

以上、教育指導部からの報告とさせていただきます。

【質疑等】

○橋本委員

「コロナ禍の経験を踏まえ、各学校においては、改めて児童生徒の主体的な学びを中核に据えた新しい形での学校行事等を模索していくように」という答弁であったとのことであるが、校長会議で伝達される際、どういう風に校長先生にイメージを持ってもらうのかお考えがあれば教えていただきたい。

○饗庭指導部長

これまでからも、学校行事あるいは学習活動については、当然、今までの積み上げがあって、前例踏襲、繰り返すということも非常に大事な要素ではあるものの、コロナ禍という社会的に大きなインパクトがあったことは、前例踏襲だけではなく、学習形態や子どもたちの興味関心を高めるとともに行事や学習活動を高めていくチャンスであるとお話をさせていただいてきたところである。今は、ウィズコロナ、アフターコロナの時勢にはなってきたものの、単純に以前の学習活動、行事に戻すのではなく、精選された中で必要なものを必要な方法をとって再構築していくということでお話しさせていただく予定である。

○橋本委員

校長先生方が実際に学校運営されるときに、子どもたちの実態、地域の実態、それらをひっくり返して、今年はこのようにこういう行事をしようということに、まず子どもたちが納得して、その次に保護者が、それに乗ろうか、というような説明をと思う。それが各校のアンケート等に反映されたりもするので。そのあたりをどう汲み取っていき、担任が、校長ではない学校の組織がそれぞれの保護者との日常会話の中で、学校ではこうですよというニュアンスをどれだけ盛り込めるかというところが大事かなと思うので、頑張っていたきたい。

閉会 教育長が第12回定例会の閉会を宣言